

令和3年度 第1回

京都市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

1 日 時 令和3年6月18日（金） 午後2時～午後3時50分

2 場 所 職員会館かもがわ 中会議室

3 出席委員 山田会長，飯田委員，小林委員，渋谷委員，鈴木委員，多田委員，長沢委員，
宮村委員，結城委員
欠席委員 渡辺副会長，松塚委員

4 審議事項

京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第3項の規定に係る個人情報取扱事務（一部の事務においては，第6条第4項，第10条第1項ただし書及び同条第2項の規定に係る電子計算機処理事務を含む。）

(1) 医療，介護等データの収集及び分析事務（活用データの追加）

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課）

本事案は，令和元年度第4回審議会で承認した「医療，介護等データの収集及び分析事務」で取り扱うデータを追加するものであるが，当該事務を承認した際に，多くの情報を取り扱うことや様々な活用がされ得ることから，令和2年度の事務の実施状況や分析結果等の活用状況について，改めて当審議会に報告するよう求めている。

このため，主管課から，まず令和2年度の実施状況について報告を受け，続けて，今回のデータ追加に係る説明を受けた後，これを承認した。

なお，承認するに当たり，上記事務に用いる統合データについては，個人情報の量及び項目が多く，氏名の削除及び住所のコード化が行われたとしても個人が識別されるおそれが皆無となるものではないことから，共同研究先及び委託先を含め，その適正な取扱いが確保されるよう十分に留意すべきである旨の意見を付した。

また，今年度に追加データも用いて行う共同研究の結果（データの取扱状況及び研究の成果等）について，改めて当審議会に報告するよう求めた。

（主な発言内容）「○：委員，→：主管課，⇒：事務局」以下同じ。

○ がんと生活習慣病をテーマに設定した共同研究契約なのか，包括的な共同研究契約をしたうえでがんと生活習慣病をテーマに設定したのか。

→ 後者であるが，本市も関与して分析テーマや方向性を示している。

○ スポンサーとなる民間企業次第では，今後契約内容が変わるのか。

→ 分析テーマが変わることはあるが，京都市と京都大学の共同研究であり，データの取扱いや報告書の提出などの契約内容は変わらない。

○ 次の分析テーマはがんと生活習慣病であるが，契約内容はそれ以外のテーマの分析もできる枠組で，今回の審議ではがん検診等の情報を追加するということか。現在保有している情報で

- 分析できるテーマについては自由に研究でき、分析に足りない情報を統合データに追加する場合は、改めて審議会に意見聴取するという事で間違いないか。
- そのとおり。入手可能な情報で、統合データへの追加が必要であると判断する場合は、今回と同様に審議会への意見聴取が必要だと考えている。
- 今後新たなデータを追加する可能性はどれくらいあるか。
- 何とも言えない。今後、何をテーマとして分析するかによる。現在のデータベースもかなり充実しており、その中でできることもたくさんある。
- これまで収集していなかった情報を追加で統合することにより、対象データの範囲がより広がっていることから、今回の取組結果についても、審議会への報告を求めるべきではないか。
- 前は承認時に分析テーマが定まっておらず、何をやるか分からなかったため、報告を求めたが、今回はあらかじめ分析テーマが決まっているので、その範囲内で実施してもらえば問題ないのではないか。また、今回は、データの追加が審議の対象となっている。
- 京都大学との共同研究は、二者間の契約か。本市と民間企業との間の契約はあるか。
- 本件は京都市と京都大学の二者間の契約である。民間企業とは覚書を交わしている。なお、京都大学と民間企業は別途契約を結んでいる。
- 京都大学と民間企業の間でデータの授受は発生しないのか。
- データの閲覧は京都大学の身分を有する者とし、京都大学の責任のもとしっかり管理する。民間企業の社員が京都大学に出向し、京都大学の服務のもと取り扱うことはありうる。
- 研究結果の所有はどこにあるのか。
- 京都大学が研究結果を論文等で発表することについて制限はしていない。京都大学には市民向けの報告書の提出を求めており、それは京都市が権利を持つ。
- 氏名と住所は個人が特定されないよう配慮されているが、それ以外は生のデータそのものを京都大学に渡すということか。
- 審議票に記載している情報は全てそのまま京都大学へ提供される。ただし、京都大学では、統合データはスタンドアロンパソコンで管理し、特定の者のみが操作でき、本市職員の立会いのもとでないとデータの取出しや読み込みができない等、データ管理はかなり厳格にしている。
- 被保険者番号で個人は識別されないのか。
- 京都大学はこの番号だけ見ても個人を識別できない。
- 万が一流出すると、被保険者番号は医療機関等では個人が分かってしまう。
- 扱うデータの量はどれくらいか。
- がん登録情報は1500件／年度の6箇年度分、がん検診は10万件／年度の6箇年度分、特定保健指導情報は6500件／年度の6箇年度分になる。
- 事業スキームの委託先の矢印は白抜きだが、他の矢印と色の使い分けがなされているのか。
- 特に意味はない。
- 審議票に効果的・効率的な保健事業の推進とあるが、具体的にどんな成果が得られるのか。
- 本市の健康課題の焦点化に向けた実態把握に役立つ。また、具体的な数値を示すことで、市民にとってリアリティが感じられ健康に対する認識が深まる。令和2年度の分析結果は介護予防教室などで活用していく。
- がん検診の精度分析とは何か。

→ がん検診を受診した結果のとおり、本当にがんに罹患していたかということをレセプトと突合して立証し、市町村におけるがん検査の精度を実証するものである。

○ 統合する個人情報の匿名化が甘いのではないか。たとえ氏名を削除しても、データベースの情報を増やすに従って個人の特定が更に容易になる。今回の共同研究の結果についても報告を求める必要があるのではないか。

○ 今年度に行う共同研究の結果についても、改めて審議会に報告をお願いしたい。また、当然ながら、共同研究先や委託先も含め、個人情報の取扱いには一層留意していただきたい。

→ 承知した。

(2) 予防のための子どもの死亡検証制度 (Child Death Review) に係る情報提供事務

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)

主管課から説明を受けた後、承認した。

(主な発言内容)

○ CDRは何歳以下が対象か。検証は年間何件ほどを予定しているか。

→ 18歳未満が対象となる。例として、京都府下の検証事例が20件程度である場合、人口比から京都市は10件程度該当すると想定している。全ての死亡事例を検証するわけではない。

○ 審議票に記載の「帳票」とは何を指すのか。

→ 京都府からの照会用紙と、主管課で記入できない箇所を埋めるための各区役所・支所子どもはぐくみ室等からの回答である。

○ 京都府へ回答する際、本市は回答用紙の副本を持っておくのか。

→ 回答した内容は残す。

○ 各区役所等からの情報は紙で収集するのか。

→ 主管課ではシステムで情報収集し、足りないところを各区役所・支所子どもはぐくみ室等に照会し、回答は紙でもらう。

○ 審議票の「帳票」は、もう少し細分化して書いた方がよくないか。

○ 審議票の記載では、京都府への回答(副本)と庁内照会に対する回答の帳票を区別できないが、両者への必要な対策はカバーされている。むしろ、事務マニュアル等に対応すべき問題だろう。

(3) 応急仮設住宅の提供の協力依頼及びセーフティネット住宅・すこやか賃貸住宅への登録促進事務

(都市計画局住宅室住宅政策課)

主管課から説明を受けた後、承認した。

(主な発言内容)

○ ダイレクトメールの成果があったとのことだが、逆に、送付されたことに対する所有者からの問合せや苦情はなかったのか。

→ どういった経緯で送られてきたのかとの問合せが2, 3件あったが、当審議会に承認されていることなどを説明し、御理解いただいている。特に問題にはなっていない。

○ 何件送付したのか、また、具体的な効果が知りたい。

→ 約4,600件を抽出し、複数の物件所有者がいることから、名寄せ後の約3,500件を送付した。

すこやか賃貸住宅は、元年度末に比べ2年度末には276件登録が増えた。

ダイレクトメール以外に不動産団体への働きかけや広報媒体の活用等もあるが、これまでの増加率（すこやか賃貸住宅の前年の増加数は57）と比べると遥かに効果があった。

○ 何件の登録戸数を目指すのか。

→ 具体的な目標値は定められない。不動産事業者を対象にアンケートを取ったが、住宅確保要配慮者向けの住宅は市内のどの地域にもまんべんなくある状況ではなく、まだまだ十分な戸数がある状況ではないとの回答が多かったため、今後も住戸数を増やしていきたい。

○ 本件事務は継続していくのか。

→ 昨年度に一定効果があったため、今後も随時実施していく。

5 報告事項

令和2年度 個人情報取扱事務の開始届等の状況

事務局から資料に基づき説明を受けた。これに関する意見は特になかった。

6 その他

(1) 個人情報保護法の改正の概要

事務局から国の通知資料に基づき、具体的な改正内容や今後必要となる本市の手続等の説明を受けた。

（主な発言内容）

○ 改正法の施行後は、今回1件目の審議案件のような医療データも請求された場合は匿名加工情報の対象となるのか。

⇒ 本市は保有する個人情報ファイルを公表することになるが、事業者から医療関係の個人情報ファイルについて匿名加工情報を事業に使いたいとの提案があれば、当該提案が基準を満たす場合は、その個人情報ファイルを匿名加工して渡すことになる。

(2) 今後の予定

令和3年度第2回審議会は、令和3年8月6日に開催することとした。